資料４－３

第 53 回規制改革会議資料の差替えについて

平成 27 年 11 月 19 日に開催された第５３回規制改革会議の資料２－３（別添）「規制シートの作成対象となる法律に関する政省令等に係る規制の名称リスト」について、金融庁から別添のとおり差替え版の提出がありましたので、ご報告いたします。

別 添

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　銀行法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	銀行法施行令
省令	銀行法施行規則
省令	銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
省令	銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第二項の届出に関する内閣府令
告示	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
告示	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準
告示	銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件
告示	銀行法第十六条の三第五項の規定に基づき、銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	銀行法第五十二条の二十四第五項の規定に基づき、銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
告示	銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの
告示	銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件
告示	銀行の営業所の所在地における一般の休日として金融庁長官が定める日を定める件

告示	銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件
告示	銀行法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない銀行及び銀行持株会社を定める件
告示	銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件
告示	銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	銀行法施行規則第十四条の五第三項及び第三十四条の十五第四項の規定に基づき調整対象額を定める件
告示	銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	銀行法施行規則第十四条の八第四号の規定に基づく銀行がその特定関係者との間で当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
告示	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件
告示	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
告示	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
告示	銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
告示	銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件
告示	銀行法施行規則第三十四条の三十七第六号ハの規定に基づき所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件

告示	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十条第三項第三号に掲げるものとする件
告示	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第四条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十七条第三項第三号に掲げるものとする件
告示	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第五条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件
告示	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分
告示	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率
告示	銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式1）

（府省名）　金融庁

（法律名）　信用金庫法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	信用金庫法施行令
政令	全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令
省令	信用金庫法施行規則
省令	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
告示	信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件
告示	信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件
告示	信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件
告示	信用金庫法第五十四条の十六第五項の規定に基づく信用金庫若しくはその子会社又は信用金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
告示	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準
告示	信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件
告示	信用金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付け等に関する期間及び金額を指定する件
告示	信用金庫法施行令第八条第一項第六号に規定する法人を指定する等の件
告示	信用金庫法施行令第八条の三第二号等に規定する引当金及び剰余金等を定める件
告示	勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業を行っている法人で金融庁長官の定めるものを定める件
告示	信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項、第百十五条第一項並びに第百十七条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件
告示	信用金庫法施行令第十二条第二項第一号の規定に基づき事務所の休日とする日を定める件

告示	信用金庫法施行規則第十七条第四号の規定に基づく、定款又は業務の種類若しくは方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官が定める事項を定める件
告示	信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件
告示	信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
告示	信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百十八条第三項の規定に基づく調整対象額を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百二十一条第三号の規定に基づく金庫がその特定関係者との間で当該金庫の取引の通常の条件に照らして当該金庫に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
告示	信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項
告示	信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
告示	信用金庫法施行規則第百四十三条第六号ハの規定に基づき所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件
告示	信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式1）

（府省名）　金融庁

（法律名）　労働金庫法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	労働金庫法施行令
省令	労働金庫法施行規則
省令	労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
告示	労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件
告示	労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件
告示	労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件
告示	労働金庫法第五十八条の四第五項の規定に基づく労働金庫若しくはその子会社又は労働金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
告示	労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件
告示	労働金庫が会員以外の者に対して行う資金の貸付けに関する金額を定める件
告示	労働金庫法施行令第三条第八号の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを定める件
告示	労働金庫法施行令第五条第八項第二号に規定する法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものを定める件
告示	労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件

告示	労働金庫法施行規則第十三条第四号の規定に基づく定款又は業務の種類若しくは方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を定める件
告示	労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件
告示	労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件
告示	労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
告示	労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件
告示	労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件
告示	労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	労働金庫法施行規則第百条第三項の規定に基づく調整対象額を定める件
告示	労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	労働金庫法施行規則第百三条第三号の規定に基づく金庫がその特定関係者との間で当該金庫の取引の通常の条件に照らして当該金庫に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官及び厚生労働大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項
告示	労働金庫法施行規則第百十四条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件
告示	労働金庫法施行規則第百二十五条第六号ハの規定に基づき所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件

告示	労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八条第三項第三号に掲げるものとする件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　中小企業等協同組合法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	中小企業等協同組合法施行令
省令	中小企業等協同組合法施行規則
省令	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令
告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件
告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件
告示	信用協同組合が組合員以外の者に対して行う資金の貸付け及び手形の割引に関する金額を定める件
告示	中小企業等協同組合法施行令第十条第一項第七号に規定する法人を指定する件
告示	中小企業等協同組合法施行規程
告示	信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件
告示	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第三項の規定に基づく金融庁長官が別に定める有価証券の貸付けを定める件
告示	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第八号の規定に基づき、定款の変更の認可を要しない事項として金融庁長官が定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（１）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（２）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　協同組合による金融事業に関する法律

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	協同組合による金融事業に関する法律施行令
省令	協同組合による金融事業に関する法律施行規則
省令	協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
告示	信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件
告示	信用協同組合等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準
告示	信用協同組合の出資の総額が二千万円以上であることを要する市を指定する件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第八項第二号の規定に基づく金融庁長官の定める法人を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第十二項第四号並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十条の四第二項、第五十一条第二項及び第四項、第五十二条第一項並びに第五十四条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二条第九号の規定に基づき業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官が定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件

告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第三項の規定に基づく調整対象額を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十八条第三号の規定に基づく、信用協同組合等がその特定関係者との間で当該信用協同組合等の取引の通常の条件に照らして当該信用協同組合等に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
告示	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハの規定に基づき所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式1）

（府省名）	金融庁
（法律名）	長期信用銀行法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	長期信用銀行法施行令
省令	長期信用銀行法施行規則
省令	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令
告示	長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件
告示	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十六条の三第五項の規定に基づき、長期信用銀行又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第五項の規定に基づき、長期信用銀行持株会社又はその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件
告示	長期信用銀行の営業所の所在地における一般の休日として大蔵大臣が定める日を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第五条の九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第十三条の二第二項の規定に基づく長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整
告示	長期信用銀行法施行規則第十三条の五第三項及び第二十五条の二の五第四項の規定に基づき調整対象額を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第十三条の五第四項及び第二十五条の二の五第四項の規定に基づき長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

告示	長期信用銀行法施行規則第十三条の八第四号の規定に基づく長期信用銀行がその特定関係者との間で当該長期信用銀行の取引の通常の条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第六号ハの規定に基づき所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　資金決済に関する法律

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	資金決済に関する法律施行令
省令	前払式支払手段に関する内閣府令
省令	資金移動業者に関する内閣府令
省令	資金清算機関に関する内閣府令
省令	認定資金決済事業者協会に関する内閣府令
省令	資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令
省令	前払式支払手段発行保証金規則
省令	資金移動業履行保証金規則
告示	資金決済に関する法律施行令第五条第二項の規定に基づき、金融庁長官が告示をもって定める法律を定める件
告示	前払式支払手段に関する内閣府令第二十八条第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件
告示	前払式支払手段に関する内閣府令第三十五条第五号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件
告示	前払式支払手段に関する内閣府令第三十六条第二項第六号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件
告示	資金移動業者に関する内閣府令第十二条第四号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件
告示	資金移動業者に関する内閣府令第十九条第五号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を定める件
告示	資金移動業者に関する内閣府令第二十条第二項第六号の規定に基づき、金融庁長官の指定する社債券その他の債券を定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（１）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（２）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式1）

（府省名）　金融庁

（法律名）　保険業法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	保険業法施行令
省令	保険業法施行規則
省令	保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令
省令	保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令
省令	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令
省令	外国保険会社等供託金規則
省令	免許特定法人供託金規則
省令	保険仲立人保証金規則
省令	保険会社等営業保証金規則
省令	少額短期保険業者供託金規則
省令	認可特定保険業者等に関する命令
告示	保険業法第百六条第十項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件
告示	保険会社等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件
告示	責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件
告示	保険業法第百三十条、第二百二条及び第二百二十八条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件
告示	貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件
告示	保険業法第二百五十五条の二第一項の規定に基づく契約条件の変更を行う保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるもの
告示	保険業法第二百六十条第一項第三号の規定に基づき破綻保険会社の株式の他の保険会社又は保険持株会社等による取得で当該破綻保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件

告示	保険業法第二百六十条第八項第三号の規定に基づき承継保険会社の株式の他の保険会社又は保険持株会社等による取得で当該承継保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを定める件
告示	少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件
告示	保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件
告示	保険業法施行規則第五十四条第四号の規定に基づき、保険会社がその特定関係者との間で当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を行うことにつき必要なものとしてあらかじめ定める場合
告示	保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件
告示	保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準
告示	保険業法施行規則第六十五条第一号から第四号までの規定に基づき、価格変動準備金の対象となる資産を定める件
告示	保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約
告示	保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約
告示	保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件
告示	保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等
告示	保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づき金融庁長官が定める再保険
告示	保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額
告示	保険業法施行規則第八十条及び第百五十八条の規定に基づき金融庁長官が定める基準を定める件
告示	保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号の規定に基づき金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等
告示	保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十四年三月三十一日適用）
告示	保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件
告示	保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

告示	保険業法施行規則第百五条の六第四項の規定に基づく金融庁長官が定める会社分割により保険契約を承継させる場合の認可の申請の書面の様式並びにその記入及び算出の方法
告示	保険業法施行規則第二百十一条の三十三において準用する規則第五十四条第四号の規定に基づく少額短期保険業者がその特定関係者との間で当該少額短期保険業者の取引の通常の条件に照らして当該少額短期保険業者に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件
告示	保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準
告示	保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する同令第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額
告示	保険業法施行規則第二百十二条第三項第一号イの規定に基づく金融庁長官が定める法人
告示	保険業法施行規則第二百十二条第三項第三号等に規定する金融庁長官が定める措置
告示	保険業法施行規則第二百十二条第四項等に基づき、金融庁長官が定める金融機関を定める件
告示	保険業法施行規則第二百十二条第四項第二号の規定に基づき、金融庁長官が定める保険及び金額を定める件
告示	保険業法施行規則第二百三十四条第一項第二号の規定に基づく生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者等
告示	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件
告示	保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件
告示	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　金融商品取引法

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	金融商品取引法施行令
省令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
省令	企業内容等の開示に関する内閣府令
省令	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
省令	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
省令	金融商品取引業等に関する内閣府令
省令	金融商品取引業者営業保証金規則
省令	金融商品取引業協会等に関する内閣府令
省令	金融商品取引所等に関する内閣府令
省令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
省令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令
省令	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令
省令	金融商品取引清算機関等に関する内閣府令
省令	投資者保護基金に関する命令
省令	証券金融会社に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
省令	上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令
省令	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
省令	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
省令	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
省令	開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令
省令	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令

省令	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
省令	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
省令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
省令	金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令
省令	特定金融指標算出者に関する内閣府令
告示	金融商品取引法第二条第四十項に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件
告示	競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件
告示	特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件
告示	特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件
告示	金融商品取引法第五十七条の十二第一項の規定による特別金融商品取引業者の親会社の指定に関する件
告示	最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件
告示	金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準
告示	最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件
告示	認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券を定める件
告示	投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件
告示	取引証拠金の預託を受ける市場デリバティブ取引から除くものを定める件

告示	金融商品取引法施行令第一条の七の三第六号及び証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十三条第三号に規定する認可金融商品取引業協会を指定する件
告示	金融商品取引法施行令第一条の九第四号の規定に基づき、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者を指定する件
告示	金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件
告示	金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件
告示	金融商品取引法施行令第六条の二第二項の規定に基づき、電子情報処理組織を指定する件
告示	金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件
告示	金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件
告示	分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件
告示	一般顧客から除かれる者を指定する件
告示	顧客資産から除かれる取引を指定する件
告示	金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件
告示	投資者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件
告示	金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項及び第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める件
告示	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件
告示	適格機関投資家に該当する者を定める件
告示	専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件
告示	不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第二十九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第四項の規定に基づき金融商品取引業協会の規則を指定する件

告示	顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができる金融機関等を指定する件
告示	顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件
告示	金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件
告示	第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件
告示	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件
告示	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件
告示	金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件
告示	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件
告示	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件
告示	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件
告示	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
告示	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率
告示	金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　投資信託及び投資法人関する法律

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	投資信託及び投資法人に関する法律施行令
省令	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
省令	投資信託財産の計算に関する規則
省令	投資法人の計算に関する規則
省令	投資法人の会計監査に関する規則

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（１）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（２）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　資産の流動化に関する法律

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	資産の流動化に関する法律施行令
政令	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令
省令	資産の流動化に関する法律施行規則
省令	特定目的会社の監査に関する規則
省令	特定目的会社の計算に関する規則
省令	特定目的会社の社員総会に関する規則
省令	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令
省令	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令
省令	特定目的信託財産の計算に関する規則
省令	特定目的信託の権利者集会等に関する規則
省令	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令
告示	特定目的会社又は受託信託会社等が保有することができる有価証券及び特定目的会社が預金をすることができる銀行その他の金融機関を指定する件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（１）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（２）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。

（別添様式１）

（府省名）　金融庁

（法律名）　社債、株式等の振替に関する法律

（法令等のレベル）	（法令等の名称）
政令	社債、株式等の振替に関する法律施行令
省令	一般振替機関の監督に関する命令
省令	特別振替機関の監督に関する命令
省令	口座管理機関に関する命令
省令	社債、株式等の振替に関する命令
省令	国債の振替に関する命令
省令	加入者保護信託に関する命令
告示	社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件
告示	社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定めるものを定める件
告示	一般振替機関の監督に関する命令第十一条及び特別振替機関の監督に関する命令第十二条の規定に基づき振替口座の開設の際に振替機関等に提出する資料を定める件
告示	加入者保護信託の運用として保有できる有価証券及びその他認められる方法を指定する件

（注）「法令等」のレベルについては、「政令」、「省令」、「告示」、「通知・通達等（1）」（発信者が本省庁課長クラス超の場合）、「通知・通達等（2）」（発信者が本省庁課長クラス以下の場合）のいずれかを記載する。